

第5次四日市市学校教育ビジョン策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

第5次四日市市学校教育ビジョン策定支援業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、教育基本法第17条第2項に基づき、令和9年度（2027年度）から5年間を計画期間とする本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として「第5次四日市市学校教育ビジョン」を策定するために、業務の全般的な支援を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

別添「第5次四日市市学校教育ビジョン策定支援業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2. 委託料（見積り限度額）

9,700,000円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

プロポーザルに参加する者は単独企業とし、次に掲げる事項の全ての条件を満たすものとする。

(1) 過去10年間（平成27年度から令和6年度まで）および令和7年度に地方公共団体が発注した教育振興基本計画策定業務（改定業務を含む。）または総合計画策定業務を元請として契約して完了した実績があること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) プロポーザル実施公表の日において、四日市市入札参加資格者名簿の「調査検査業務（計画策定・コンサルティング）」に登録されているもの。

(5) プロポーザル実施公表の日から受託候補者の特定の日まで、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準（平成21年6月1日施行）の規定による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

(6) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

5. 契約までのスケジュール

令和8年1月14日（水） 実施要領等の公表

令和8年1月28日（水） 参加意向申出書の提出期限及び質問受付期限

令和8年2月4日（水） 参加資格確認結果の通知、質問回答

令和8年2月20日（金） 企画提案書の提出期限

令和8年2月27日（金） プロポーザル審査（プレゼンテーション）の実施

令和8年3月4日（水） 審査結果通知、公表

令和8年3月中旬 契約の締結

※ 説明会は開催しない。

6. 質疑・回答

質問は、原則電子メール（任意様式 Word 形式）により受け付ける。回答は電子メールにより、全ての質疑を全ての本プロポーザルへ参加を希望する者（以下、「参加意向申出者」という。）に対して通知する。
電子メール：kyouikusoumu@city.yokkaichi.mie.jp（送受信を電話で確認すること）

7. 参加申込・資格要件の確認

様式1「参加意向申出書」を持参又は郵送により提出する。提出の際には、事務所の概要及び実績等が分かる書類の写しなどを添付すること。なお、提出期限を過ぎての申し込みは受け付けない。また、参加資格審査結果は、全参加意向申出者へ様式2「参加資格審査結果通知書」にて電子メール又は郵送により通知する。

8. 企画提案書の提出

参加資格要件を満たす者（以下、「参加者」という。）は、企画提案書を「第5次四日市市学校教育ビジョン策定支援業務委託プロポーザル企画提案書作成要領」に基づき作成の上、一括して持参又は郵送により、電子データ1部、紙媒体8部（正本1部のみ押印）を提出するものとし、分割提出は認めない。

※1者につき1提案とする。

※提出後の追加及び修正は認めない。

9. 書類提出方法

参加意向申出書、企画提案書とも、持参又は郵送（簡易書留に限る。）によるものとし、次の提出先へ提出すること。なお、いずれの書類も提出期限当日の午後5時必着とする。

提出先：〒510-0085

四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所9階

四日市市教育委員会 教育総務課 （開庁時間：午前8時30分～午後5時15分）

10. 審査方法

「第5次四日市市学校教育ビジョン策定支援業務委託プロポーザル審査要領」のとおり

11. 審査結果

プロポーザル審査（プレゼンテーション）終了後、全ての参加者へ様式4「プロポーザル審査結果通知書」にて、電子メール又は郵送にて通知する。

12. 提出書類の取り扱い

提出書類は参加者へ返還しない。なお、四日市市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例に基づく開示対象文書とする。

13. 情報公開及び提供

市ホームページに以下の情報を掲載する。

（候補者決定前）実施要領、仕様書、企画提案書作成要領、審査要領

（候補者決定後）決定された候補者

については、参加資格確認結果の通知書と合わせて通知する。

14. 契約手続き

受託候補者と企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、委託金額の範囲内で契約を締結するものとする。なお、契約に際しては、仕様書等の内容を一部変更する場合がある。また、当該受託候補者として特定された者と協議が整わない場合は、次点の提案として評価した参加者と協議の上、契約を締結する場合がある。

15. 問い合わせ

四日市市教育委員会 教育総務課 政策グループ

TEL:059-354-8237/FAX:059-354-8308

電子メール：kyouikusoumu@city.yokkaichi.mie.jp（送受信を電話で確認すること）

16. その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は参加者の負担とする。
- (2) 参加申込書類の提出後、随意契約の相手方として決定されるまでは、隨時参加を辞退することができる。その場合には、参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 参加申込書類及び企画提案書類等の作成、ヒアリング等に要するすべての費用は、参加意向申出者および参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類等の返却は行わない。また、提出された書類等は、選定を行う作業に必要な範囲において複製する場合がある。なお、これらの選定以外において参加意向申出者および参加者に無断に使用することはない。
- (5) 提出された企画提案書類にかかる著作権は、それぞれ参加者に帰属するものとする。なお、第三者の著作物の使用の責は、参加者にすべて帰するものとする
- (6) 次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。
 - ① 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
 - ② 提案内容に虚偽がある場合
 - ③ 参加者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
- (7) その他、必要な事項が生じた場合は審査委員会が別に定めることとする。

(様式1)

令和 年 月 日

四日市市長 森 智広

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

参 加 意 向 申 出 書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：第5次四日市市学校教育ビジョン策定支援業務委託

連絡担当者
所属
氏名
電話
FAX
E-mail

添付書類

任意様式 事務所の概要及び実績等

(様式2)

令和 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

四日市市長 森 智広

参加資格確認結果通知書

次の件について、参加資格確認結果を通知します。

件名：第5次四日市市学校教育ビジョン策定支援業務委託

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により資格を有することは認められないため、本プロポーザルには参加できません。

理由：××のため

※ 上記理由について説明を希望される方は、 令和8年 月 日までに教育委員会教育総務課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者
所属
氏名
電話
FAX
E-mail

(様式3)

令和 年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

四日市市長 森 智広

プロポーザル審査（プレゼンテーション）通知書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、プロポーザル審査（プレゼンテーション）を以下の日程で実施しますので、案内いたします。

件名：第5次四日市市学校教育ビジョン策定支援業務委託

【プロポーザル審査（プレゼンテーション）日時】
○2月27日（金）○時○分〔会場：〕
※控室（ ）に○時○分にお越しください。

連絡担当者
所属
氏名
電話
FAX
E-mail

(様式4)

令和 年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

四日市市長 森 智広

プロポーザル審査結果通知書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：第5次四日市市学校教育ビジョン策定支援業務委託

結果①：契約の相手方となる候補者に決定しました。

結果②：審査の結果、契約の相手方の候補とはなりませんでした。

※ 上記理由について説明を希望される方は、令和8年 月 日までに教育委員会教育総務課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者
所属
氏名
電話
FAX
E-mail